

## 社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 理事、監事及び評議員には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬の額)

第3条 報酬額及び報酬総額は、別表1・2のとおりとする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該業務に従事したその都度、支給する。  
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。  
(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。  
(2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2018年7月1日から施行する。

別表1 報酬

区分	内容	金額
理事 監事 評議員 <small>(常勤理事除く)</small>	理事会・評議員会出席時	5,000 円 (西成区外在住者) 3,000 円 (西成区内在住者)
監事	事業監査時 会計監査時	2 万円/1 回 10 万円/1 回

別表2 報酬総額

区分	金額
理事	20 万円以内
監事	70 万円以内